

公 告

鳥栖基山都市計画地区計画案を策定したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、意見がある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに基山町に意見書を提出することができる。

令和8年7月6日

基山町長 松 田 一 也



1 都市計画の種類及び名称

鳥栖基山都市計画 灰塚地区地区計画

2 地区計画の区域

三養基郡基山町大字小倉字灰塚

3 縦覧場所

基山町大字宮浦 666 番地 基山町役場 情報公開コーナー（3階）

4 縦覧期間

令和8年7月27日から令和8年8月10日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見募集期間

令和8年7月27日から令和8年8月10日まで

6 意見提出方法

郵送、FAX、メール又は持参

ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで